

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北区は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北区長

公表日

令和7年10月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市町村(特別区を含む。以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 2. 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 3. 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 4. 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 5. 本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 6. 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 7. 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 8. 住民からの請求に基づく住民票コードの変更 9. 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10. 個人番号カード等を用いた本人確認 11. 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供 なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	既存住民基本台帳システム、北区共通基盤システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワークシステム、情報連携システム

2. 特定個人情報ファイル名

住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第8条(個人番号とすべき番号の生成) ・第9条第2項(利用範囲) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法(平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条表 (番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条表における情報照会の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条表における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部戸籍住民課
②所属長の役職名	戸籍住民課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所総務部総務課文書係(第一庁舎3階3番) 03-3908-8624

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目2番11号 北区役所区民部戸籍住民課王子区民事務所(第二庁舎1階) 03-3908-8746
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を保管する際には、必ず鍵付きのキャビネットにて保管している。 また、個人番号カードを廃棄する際には必ず、職員2名による確認を行い、人為的ミスが発生しないよう対策を講じている。 なお、マイナンバーの紐付け業務は行っていない。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の通り、リスクへの対策を行っている。 ①年度の初めに発行、失効の管理を行っている。また、年度途中でも更新があればその都度、発行、管理をしている。 ②接続システムの認証及び統合宛名管理システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報提供を抑止している。 ③操作ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑止している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	第9条第2項に基づく条例改正又は制定を行う 予定	第9条第2項(利用範囲)	事後	重要な変更にあたらな(「東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を制定したため、予定を削除)
平成28年12月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	課長 唐沢 啓子	課長 浦野 芳生	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(平成28年度の異動による変更)
平成28年12月27日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(平成28年度の人数を記載)
平成28年12月27日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(平成28年度の人数を記載)
平成31年3月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 浦野 芳生	戸籍住民課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月20日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(平成30年度の人数を記載)
平成31年3月20日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(平成30年度の人数を記載)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月16日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	既存住民基本台帳システム、北区共通基盤システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワークシステム	既存住民基本台帳システム、北区共通基盤システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワークシステム、情報連携システム	事前	システム更改
令和1年11月26日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和元年度の人数を記載)
令和1年11月26日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和元年度の人数を記載)
令和2年9月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード・個人番号カード関連事務の委任)	番号法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法令の題名等の変更)
令和2年9月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)	第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(誤字脱字の修正)
令和2年9月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	法改正に伴う形式的な変更
令和2年9月24日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和2年度の人数を記載)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和2年度の人数を記載)
令和3年10月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	法改正に伴う形式的な変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 吹き出し	※条例に基づく独自事務について情報連携を行う場合は、番号法第19条第16号及び個人情報保護委員会規則の該当条項を追加ください。	※条例に基づく独自事務について情報連携を行う場合は、番号法第19条第9号及び個人情報保護委員会規則の該当条項を追加ください。	事後	法改正に伴う変更
令和3年10月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和3年度の人数を記載)
令和3年10月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和3年度の人数を記載)
令和3年10月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	右記を追加	・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和4年度の人数を記載)
令和4年10月13日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和4年度の人数を記載)
令和5年11月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和5年度の人数を記載)
令和5年11月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和5年度の人数を記載)
令和6年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条表 (番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条表における情報照会の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	法改正に伴う形式的な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和6年度の人数を記載)
令和6年5月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和6年度の人数を記載)
令和7年8月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和7年度の人数を記載)
令和7年8月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(令和7年度の人数を記載)